



埼玉県報

第 536 号
令和 6 年(2024 年)
7 月 30 日
火曜日

目次

規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

告示

- 彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 運転者管理システム等のデータ移行業務委託に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する落札者等の公示（会計課）

- 県道鯨井狭山線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 埼玉県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九四

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「保健所長（南部、朝霞、鴻巣、狭山）」を「保健所長（南部、朝霞、草加、鴻巣、狭山）」に改める。

附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 約1,500,000部×9回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社きかんし 東京都江東区辰巳2丁目8番21号

5 落札金額

54,285,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年5月10日

告示

埼玉県告示第八百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
くりはら皮フ形成外科	栗原 健	熊谷市上之二五五九―一八	令和六年七月一日
MED AGR E CLINIC かすかべ	医療法人AGR IE	春日部市大倉四九六―四二二	令和六年七月一日
谷塚駅はぎわら内科クリニック	萩原 秀明	草加市谷塚一―一―二三	令和六年七月一日
わらび内科・循環器内科クリニック	高橋 剛士	蕨市塚越五―六―三五	令和六年七月一日
よしおか脳神経外科クリニック	岡 宏起	和光市南一―三三―二二	令和六年七月一日
医療法人慈勝会 木ノ内在宅クリニック	医療法人慈勝会	桶川市下日出谷西三―一四 ―一三	令和六年六月一日

みさか内科クリニック	医療法人みさか会	久喜市久喜中央四―九―一一 イトーヨーカドー久喜店五階	令和六年六月一日
ときめき在宅診療所	吉原 良哉	八潮市八潮六―一六―四	令和六年七月一日
医療法人社団緑風会 あおぞらクリニック	医療法人社団緑風会	幸手市緑台一―三―一四増田 第七ビル二〇三号室	令和六年六月一日
富士見こだまクリニック	医療法人社団天照会	ふじみ野市苗間一―九―三 ルシーダ一―〇二号室	令和六年七月一日
世沢整形外科	医療法人崇維会	北足立郡伊奈町小室二二一六 ―一	令和六年六月一日
医療法人社団織弘会 おりい歯科医院	医療法人社団織弘会	和光市白子一―一―七	令和六年六月一日
川島デンタルクリニック	片山 幸太郎	比企郡川島町伊草九六―一	平成三十年九月一日
河野歯科医院	河野 国興	上尾市上一四六〇―一二	令和六年四月一日
ウエルシア薬局富士見水谷店	株式会社ウエルシア薬局	富士見市水谷二―八―三	令和六年七月一日
北本薬局	Y&T合同会社	北本市北本一―一〇二―B	令和六年六月一日
パイン薬局	ステラメッド株式会社	志木市本町五―一九―二二 M・Iビル	令和六年七月一日

ファルマシア薬局 入間店	株式会社ファル マシア	入間市扇台三―五―一七	令和六年七月 一日
雄飛堂薬局 谷塚 店	株式会社雄飛堂	草加市谷塚一―一―二三 EQUiA谷塚	令和六年七月 一日
セキ薬局 春日部 米島店	株式会社セキ薬 品	春日部市米島一―八六―二八 ○	令和六年七月 一日
セキ薬品 豊春店	株式会社セキ薬 品	春日部市道口蛭田一八〇―一	令和六年七月 一日
SOMPPOケア 新座 訪問看護	SOMPPOケア 株式会社	新座市野火止六―六―一二	令和六年七月 一日
きらめき訪問看護 リハビリステーシ ョン 所沢事業所	株式会社メデイ ウエルズ	所沢市御幸町一―一―豊栄ビ ル四階	令和六年六月 一日
指定訪問看護 ア ットリハ航空公園	株式会社AT	所沢市けやき台二―四二―一	令和六年六月 一日
訪問看護事業所M O I	株式会社3's peace	鶴ヶ島市松ヶ丘五―二七―一 一―一〇三	令和六年六月 一日
マザース和光	株式会社ケアギ バー・ジャパン	和光市白子一―二九―一五	令和六年六月 一日
つむぐ訪問看護ス テーション	モードケア株式 会社	入間郡毛呂山町前久保一〇九 ―二四ベルゴールドビル中井 二〇三	令和六年六月 一日
seek訪問看護 ステーション	seek株式会 社	草加市北谷三―二七―二四 ヴィルヌーブ一〇二号室	令和六年六月 一日

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
米倉 大陽		はっとり接骨院 (与野本町院)	さいたま市中央区下落合六 一〇―五	令和六年七月一日
鈴木 隼人		げんき堂整骨院 アリオ深谷	深谷市上柴町西四―二―一 四アリオ深谷一F	令和六年六月一日
新井 誠		てあて在宅マツ サージ	飯能市柳町九―一七すみや ビル二〇四	令和六年六月十七日
南山 恵利子		まごころマツサ ージ治療院	東京都足立区綾瀬二―二〇 ―二イーストビル二〇二	令和六年五月一日

二 指定施術機関

訪問看護ステーション こうなん	医療法人仁和会 熊谷市江南中央二―七―二	令和六年七月一日
訪問看護 ゆう	合同会社 w i t 鶴ヶ島市藤金八六五―八	令和六年七月一日
フレアス訪問看護 ステーション草加 ス	草加市草加二―一四―二五 ドミールイソダA棟二〇二号 室	令和六年七月一日
訪問看護ステーション のぞみ	医療法人森田ク リニック 狭山市狭山台一―一―六 パレス狭山台二〇二	令和六年六月一日
NEXT FLOW 訪問看護 い るま	株式会社 M , z Crew 入間市東町七―一三―一九 ゴールドビル一〇二	令和六年七月一日

告示

埼玉県告示第八百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人尚寿会狭山尚寿会病院	名称	医療法人 尚寿会 大医療法人尚寿会狭山尚寿会病院	医療法人尚寿会狭山尚寿会病院
わらび錦町内科	開設者名称 名称	医療法人 田代内科	医療法人社団わらび錦町内科

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
野口 綾乃	施術所 名称	KEiROW古河中央 ステーション	訪問鍼灸マッサージ KEiROW古河市ステ ーション

花尾 信一		神田 茂		池上 颯
施術所		施術所		施術所
所在地	名称	所在地	名称	所在地
上尾市ニツ宮九六四 一	アップピー治療院	東京都足立区港北二 三三一一一七	足立カナオマッサージ 治療院	熊谷市石原八〇四 一三サンライズ石原 一〇二号
上尾市浅間台四一二 三〇一〇アヴァンセ上 尾二〇六	フレアス在宅マッサージ 上尾施術所	東京都北区中里二 三三三久喜ビル三〇 五	M a s s A g e 治療院 駒込	熊谷市久保島二三〇 六

告示

埼玉県告示第八百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
たにあい内科医院	富士見市上南畑二四〇―一	令和六年三月三十一日
木ノ内在宅クリニック	桶川市下日出谷西三―一四―一三	令和六年五月三十一日
世沢整形外科	北足立郡伊奈町小室二二一六―一	令和六年六月一日
あおぞらクリニック	幸手市緑台一―三―一四増田第七ビル二〇三	令和六年五月三十一日
みさか内科クリニック	久喜市久喜中央四―九―一イトーヨ ーカドー久喜店五F	令和六年五月三十一日
医療法人 尚寿会 あさひ病院	狭山市大字水野五九二	令和六年五月三十一日
医療法人社団 新仁 会 川島デンタル クリニック	比企郡川島町大字伊草九六―一	平成二十九年二月二十八日

北本歯科医院	和光市新倉一―二―六七和光駅前ビル 四F	令和六年三月三十 一日
宝歯科前谷診療所	三郷市戸ヶ崎三―五一五	令和五年十二月三 十一日
おりい歯科医院	和光市白子一―一―七	令和六年五月三十 一日
おひさま薬局	志木市本町五―二―二九志木家具セ ンター一階	令和六年五月三十 一日
北本薬局	北本市北本一―一〇二―B	令和六年五月三十 一日
さくら薬局 行田店	行田市北河原五二―二	令和六年六月十日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
松下 宗馬		はっとりはりきゅ う接骨院（指扇 院）	さいたま市西区指扇領 別所三二七―一	令和六年四月三〇 日

告示

埼玉県告示第八百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
みかりば・小幡歯科 医院	狭山市狭山台三―一三―一	令和六年七月三十一日
A B C 薬局	新座市道場一―六―二一	令和六年六月二〇日

告示

埼玉県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
田村クリニック	春日部市西金野井二九一― 一六三	令和四年九月一日
医療法人 あすなる会 板倉医院	ふじみ野市亀久保三―一二― 三六	令和六年四月一日
医療法人社団恵養会ふれ あい耳鼻咽喉科	所沢市西所沢一―二三―三 三階	令和六年六月一日

告示

埼玉県告示第八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	さくらんぼ薬局	
所在地	幸手市幸手五 二六二―四	
開設者名	株式会社メデ イカルプラン ニング	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和六年四月一 日	

告示

埼玉県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
さくら薬局行田店	行田市北河原五二―二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和六年六月十日
山口地域包括支援センター	所沢市山口五二五七―三	介護予防支援	令和六年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第八百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ガリバー狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富六十一―十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

（変更後）株式会社I D O M 代表取締役 羽鳥裕介

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

ハ 変更年月日

令和六年五月三十一日

ニ 届出年月日

令和六年七月二十二日

二 縦覧期間

令和六年七月三十日から令和六年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月三十日から令和六年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

令和五年埼玉県告示第千百九十三号で公示した公共測量は、令和六年二月二十九日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二四―一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字西新井宿字松山八百六十一番一外二十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三十九・九立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇三七七三四立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第八百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
運転者管理システム等のデータ移行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年6月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
82,617,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第八百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年6月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号

5 落札金額

44,970,750円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月26日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鯨井狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市柏原字北本宿二四九三番 二地先から同市柏原字北本宿一 一二八番五地先まで		区 間
七・六〇〇 一五・一一	七・四六〇 一一・七五	敷地の幅員 (メートル)
一四六・一二		延長 (メートル)
交差点改良工事による。		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合

誠

<p>越谷野田線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三〇二七番一地从先から同郡同町大字松伏字河原町三〇六二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年七月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一九八・〇〇メートル</p>	<p>備考 平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年五月十三日

指令川建セ第〇五〇一七一号

二 検査済証番号

令和六年七月二十四日

川建セ第〇六〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字御所谷二百三十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋二百三十番地十三

岡田 侑、岡田 汐里

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年八月五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和六年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について

ロ その他

告示

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和六年八月一日から施行する。

令和五年埼玉県教委告示第二十三号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和六年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和六年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、八七二円	一三、四四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二円
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二一、三一四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二円

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年八月二日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ウ その他

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

埼玉県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

埼玉県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会規程（昭和二十三年埼玉県選管告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 会議の公開及び傍聴に関しては、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。